

4—2 東京高等裁判所 平成21年12月25日判決

平成21年12月25日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官 加藤 政人
平成21年(ネ)第4242号損害賠償請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成20年(ワ)第14950号)

口頭弁論の終結の日 平成21年12月16日

判 決

控 訴 人 X
同訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗
同 白 井 晶 子
同 太 田 賢 志

住居所不明

(旧就業場所) 東京都江東区永代二丁目18番1号

株式会社日本インベストメントプラザ

被 控 訴 人 野 中

住居所不明

(旧就業場所) 東京都江東区永代二丁目18番1号

株式会社日本インベストメントプラザ

被 控 訴 人 桑 原

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 本件を東京地方裁判所に差し戻す。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

主文と同旨

第2 事案の概要

本件は、控訴人が、被控訴人らに対し、海外市場における商品先物取引の受

東京高等裁判所

託等を業とする株式会社日本インベストメントプラザ（以下「第1審相被告会社」という。）の従業員であった被控訴人らが、投機的取引の適格を欠く控訴人に不招請勧誘を行い、一任売買による過量な取引を行って、正常な金融取引秩序を逸脱して公序良俗に反する違法な取引をしたとして、不法行為に基づき、240万円の損害賠償及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は、本件訴えの当事者（被告）の特定について、控訴人と面識があり、かつて第1審相被告会社に勤務していたことがある「野中■■■■」、「桑原■■■」と名乗っていた者というだけでは、自然人の特定として不十分であるとして訴えを却下したところ、控訴人が原判決の取消し及び本件を原審に差し戻すことを求めて控訴した。

第3 当裁判所の判断

- 1 民事訴訟の当事者は、判決の名宛人として判決の効力を受ける者であるから、他の者と識別することができる程度に特定する必要がある。自然人である当事者は、氏名及び住所によって特定するのが通常であるが、氏名は、通称や芸名などでもよく、現住所が判明しないときは、居所又は最後の住所等によって特定することも許されるものと解される。
- 2 これを本件についてみると、被控訴人らは、別紙訴状（写し）の当事者の欄に記載のとおり、就業場所と氏名で表示されている（なお、控訴人は、就業場所については、当審において「旧就業場所」と表示を訂正した。）。そして、訴状の請求原因の欄においては、被控訴人野中■■■■は、第1審相被告会社である「東京都江東区永代二丁目18番1号 株式会社日本インベストメントプラザ」の従業員であり、被控訴人桑原■■■は、第1審相被告会社の「営業部 課長」の肩書を有し、控訴人との取引に具体的に関与した者であるとして、控訴人との取引における被控訴人らの言動が具体的に記載されている。
- 3 上記2によれば、被控訴人らは、第1審相被告会社を継続的な就業場所としていた者であり、就業場所は、自然人の職業生活上の本拠として当該自然人と

東京高等裁判所

の結び付きの強い場所であるから、就業場所が客観的に特定されている限り、これによって自然人を特定することも許されるものと解するのが相当であり、旧就業場所についても同様であると解される。そして、訴状記載の就業場所は、本件記録によれば、登記簿上の第1審相被告会社の商号及び本店所在地と合致しており、その特定に欠けるところはない。

そうすると、本件においては、被控訴人らは、氏名と旧就業場所によって当事者としての特定がされているものというべきである。

第4 結論

以上によれば、被控訴人らは、当事者として特定されており、被控訴人らについて当事者の特定を欠くとして本件訴えを却下した原判決は相当でなく、本件控訴は理由があるから、民事訴訟法307条本文により、原判決を取り消した上、本件を東京地方裁判所に差し戻すこととする。

東京高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 柳 田 幸 三

裁判官 大 工 強

裁判官 坂 口 公 一

4
1
2

東京高等裁判所